

藤沢市携帯電話（スマートフォン）に関する環境構築及びサービス提供に係る
仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、携帯電話機（スマートフォン）による環境構築及びサービス提供に
関し、適用するものである。

2 機器及び数量

携帯電話機（スマートフォン）（以下「端末」という。） 286台
回線については、「別紙調達回線内訳一覧」のとおり
既存回線については、MNPでの移行を前提とする。

3 納入場所

藤沢市役所本庁舎 藤沢市朝日町1番地の1ほか

4 端末納入期限

2026年（令和8年）3月30日（月）
機器の納入及び6で定める作業を実施すること。

5 仕様

（1）端末仕様

区分	品目	仕様
端末	本体	<ul style="list-style-type: none"> OSはAndroid OS 14以上とする。 ディスプレイサイズは6.1インチ以上であること。 防水防塵性能はJIS保護等級IPX5、IPX8、IP6X相当以上であること。 ワンセグ機能が無いこと。 内蔵メモリ容量（ROM）は64GB以上であること。
その他	電池パック	本体に内蔵していない場合のみ
	充電器	付属すること。

本装置を正常に稼働させるために必要な付属品（上記のその他品目を除く）がある場合は、当該付属品を備えること。

上記端末においては、レンタル品（3年契約）であること。

（2） 端末の機能及び性能

ア 情報セキュリティ

（ア） 藤沢市、又は携帯電話事業者からの遠隔操作により指定した端末をロック、データ消去及び回線サービス利用の一時中断機能を有すること。

（イ） 紛失時に、電話帳、通話記録、写真その他の内部データが拾得者によって参照できないよう、画面のロック設定を強制化し、遠隔操作でロックがかかること。

（ウ） 以下の機能における制限機能としてモバイルデバイスマネジメント等（以下「MDM」という。）の端末管理サービスを利用し利用端末に対し一括管理できること。

a USB 接続機能

b 外部記録媒体利用機能

c テザリング機能

d アプリインストール機能

e 紛失時の遠隔ロック、遠隔初期化機能

f Wi-Fi 機能

g Bluetooth 機能

（エ） MDM の機能を全て利用できるように利用端末は、Android Enterprise に登録すること。

一括管理の方法については、藤沢市が所有する Windows のパソコンからインターネット経由で実施することとする。

（オ） Android Enterpriseに登録し、遠隔によるアプリケーションの一括配信（インストール指示・削除指示）を可能にすること。

イ 通信機能

（ア） 4G による音声通話及びデータ通信を可能とすること。なお、5G 通信可能エリアでは音声通話、データ通信ともに5G にて通信可能とすること。

（イ） インターネット接続が可能であること。

（ウ） 音声通話（VoLTE）は、国内通話かけ放題とすること。ただし、0180、0570 等から始まる他社が料金設定している電話番号への通話料、番号案内（104）などは対象外とする。

（エ） データ通信分は、端末1台当たり毎月2GB 以上10GB 未満、10GB 以上30GB 未満の2プランを用意すること。なお、データ通信量を超えた場合、通信速度は低下するものとする。回線ごとの必要プランに

については、①毎月 2 GB 以上 10 GB 未満が 187 回線、②10 GB 以上 30 GB 未満が 99 回線とする。詳細については、「別紙調達回線内訳一覧」のとおり。

- (才) (エ) のうち留守番電話サービス（3回線）が利用できること。
- (カ) (エ) のうち災害時優先電話の回線数を 30 回線以上用意すること。
- (キ) 移動体通信事業者が提供する電子メール機能を使用できること。
- (ク) 気象庁の緊急地震速報及び津波警報並びに地方公共団体が発信する災害・避難情報の受信機能を有すること。

ウ 通信サービス要件

受注者は、電気通信事業法の規定に基づく電気通信事業者の登録又は届出をしているものであって、電気通信役務の提供を迅速、適切にできるものであること。

6 実施作業

- (1) 契約後、すみやかに納品（移行）計画を策定し、書面で藤沢市に提出のうえ承認を得ること。
- (2) 端末等に対して以下の作業を実施するなど、初回導入時及び故障紛失時の代替機を納入する際、即座に端末使用が可能な状態で納入すること。

ア 端末

- (ア) 初期設定(Android Enterprise 登録を含む。)
 - (イ) 指定アプリのインストール
- その他のアプリについては、別途指定する

(ウ) MDM 設定

イ MDM の管理設定

- (ア) アプリケーション導入等支援
 - (イ) 機能制限、アプリ利用制限等の設定作業
- 端末初期設定、インストールアプリ及び MDM の管理設定内容については協議の上、別途指定する。

- (3) 以下のドキュメントを電子データ及び紙媒体を指定した様式で提供すること。

ア 端末管理台帳

電話番号、端末パスワード、契約プラン等の契約回線に関わる情報等

イ 納品時インストール済みアプリ、制限した機能一覧

ウ 手順書

データ移行手順書等

エ 端末利用者マニュアル

通常使用マニュアル並びに故障及び紛失時の対応マニュアル

7 サポート体制

- (1) 契約期間中における端末の故障、紛失、盗難等について保証サービスを提供すること。
- (2) 端末故障時等の対応時間帯は、平日午前9時から午後5時までを含むこと。
- (3) 故障受付を行う際の端末の受け渡しについては、対面又は郵送にて行うこと。

8 通信

(1) 通信エリア

サービスエリアについて不感地帯の申告があった場合、速やかにエリア調査を実施した上で対策の検討をし、その結果を書面により報告すること。

(2) 通信障害対応

ア 年間を通じて24時間体制でネットワークの管理、監視及び制御並びに障害対応ができること。

イ 東日本及び西日本に分散して2拠点以上の管理施設を有し、いずれかの施設が常時通信サービスの監視機能が継続できること。

(3) 災害対策

災害時通信サービスが継続できるよう以下の対策を講じていること。

ア 交換機等設備間の伝送路を複数確保していること。

イ 一つの基地局で複数の周波数を重ねて利用していること。

9 MDM 研修

管理者を対象とした操作研修を行うこと。

10 請求

- (1) 請求開始は令和8年4月利用分、同年5月請求からとする。
なお、同年3月利用分の請求は減免すること。

- (2) 請求については、下水道計画業務課の回線を除いて、代表回線である行政総務課に一括して行うものとする。下水道計画業務課の回線については、下水道計画業務課に請求することとする。

- (3) 契約中、初期費用、月額利用料を含め、毎月の請求金額が変動しない

こと。ただし、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、かけ放題プラン外の通話料金については、この限りではない。

1.1 更新にかかる対応

本契約において、次回の契約更新のタイミングで解約を行う場合、契約解除料金及び、レンタル解除料金の負担が発生しない月を設けること。

以 上